

第 1 章 総則

第 1 条(約款の適用)

東進ソリューションズ株式会社(以下、当社)は、BITモバイルサービスに関する契約約款を定め、これによりBITモバイルサービスを提供します。

第 2 条(約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。約款が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2. 約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、弊社HP上にて事前にその内容について通知します。

第 3 条(用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使います。

用語	用語の意味
BITモバイルサービス	この約款に基づいて提供される当社のサービスの総称
BITモバイルサービス契約	BITモバイルサービスの利用に関する契約
契約者	BITモバイルサービスの契約者
BITモバイル ID ※お客様コード	当社がBITモバイルサービスの利用に関し契約者に対して付与する ID であって、すべての種類のモバイルサービスに共通のもの
BITモバイルパスワード	当社がBITモバイルサービスの利用に関し契約者に付与するパスワードであって、すべての種類のモバイルサービスに共通のもの 初期設定は、お客様の 8 ケタの生年月日
ネットワークパスワード	初期設定値はなし
課金開始日	BITモバイルサービス利用の申込を当社が承諾した後当社が契約者に課金開始日として通知する日
オンライン申込	オンラインの端末を使用してBITモバイル利用の申込を行う

第 4 条(サービスの種類)

Sモバイルサービスには、次の種類があります。

種類	内容
BITモバイル高速通信サービス	株式会社 NTT ドコモ（以下「ドコモ」といいます。）が提供する SC-FDMA 方式、OFDMA 方式若しくは DS-CDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用して、インターネットプロトコルによる相互通信等を提供する、当社が定める仕様に基づくサービスであって、

次に従って区分されるもの。SIM カードが所属する料金プランの単位を「料金グループ」といいます。

回線区分	内容
NTT ドコモ回線	ドコモが提供する SC-FDMA 方式、OFDMA 方式又は DS-CDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用して、インターネットプロトコルによる相互通信等を提供する、当社が定める仕様に基づくサービスであって、次に従って区分されるもの。
料金プラン	内容
音声プラン	1 枚の SIM カード(形状区分は契約者が指定するものとします。)で音声通話機能が利用することができるもの
データプラン	1 枚の SIM カード(形状区分は契約者が指定するものとします。)でデータ通信機能を利用することができるもの
NTT ドコモ回線係	
形状区分	内容
標準 SIM	形状を標準 SIM とする SIM カードを当社が貸与するもの
microSIM	形状を microSIM とする SIM カードを当社が貸与するもの
nanoSIM	形状を nanoSIM とする SIM カードを当社が貸与するもの
マルチ SIM	形状をマルチ SIM(契約者自身により加工することにより、SIM カードの大きさを、標準、micro 又はnano のいずれかにすることができるもの)とするSIM カードを当社が貸与するもの
機能区分	内容

	データ通信機能	インターネットプロトコルによる相互通信を利用できる SIM カードを当社が貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「データ通信専用SIMカード」といいます。
	SMS 機能	インターネットプロトコルによる相互通信並びに国内での送受信及び国外への送信が可能なSMS 機能を利用できるSIM カードを当社が貸与 するもの。この区分に該当する SIM カードを「SMS 機能付きSIM カード」といいます。
	音声通話機能	インターネットプロトコルによる相互通信、国内及び国外での送受信が可能な SMS 機能並びに通話機能を利用できる SIM カードを当社が貸与 するもの。この区分に該当する SIM カードを「音声通話機能付き SIM カード」といいます。
BITモバイルオプションサービス	当社が提供する特定のBITモバイルサービスの契約者に対し、他社の特定サービスを利用するために必要な手段を提供するサービス	

第 5 条(サービスの提供区域)

BITモバイルサービスの提供区域は、日本国の全ての地域とします。ただし、BITモバイルサービスの種類毎に別の定めが規定されている場合にはこの限りではありません。

第 6 条(契約の単位)

当社は、一の種類の一のBITモバイルサービス毎に一のBITモバイルサービス契約を締結するものとします。

第 7 条(権利の譲渡等)

BITモバイルサービス利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- BITモバイルサービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、BITモバイルサービス利用権を譲り渡そうとする者(以下「譲渡人」といいます。) 及び BITモバイルサービス利用権を譲り受けようとする者(以下「譲受人」といいます。) が連署した当社所定の書面によりサービス取扱所に請求していただきます。
ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます
- 前項の場合において、譲渡人及び譲受人は、当社が当社所定の書面の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出していただきます。
- 当社は、第 2 項の規定によりBITモバイルサービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
 - 譲受人について、本人確認ができないとき
 - 譲渡人又は譲受人が BITモバイルサービス等の料金その他の債務又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき
 - 第 2 項及び第 3 項に基づき提出された当社所定の書面又はその他の書類に不備があるとき
 - その他当社の業務の遂行上支障があるとき
- BITモバイルサービス利用権の譲渡を当社が承認したときは、譲受人は、譲渡人の有していた一切の権利(預託金の返還を請求する権利を除きます。) 及び義務(譲渡があった日以前の(BITモバイルサービス等の料金その他の債務も含みます。)) を承継します。ただし、料金等の適用に別段の定めがあるときは、この限りではありません。
- 前項の規定による他、BITモバイルサービス利用権の譲渡前のBITモバイルサービスの利用において、この約款の規定に違反したことが判明したときは、当社は、この約款の規定により必要な措置を執ることがあります。
- 当社は、第 2 項の規定により、BITモバイルサービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、同時に同時申込契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたものとみなして取り扱うものとします。

第 8 条(ID 及びパスワード)

- 契約者は、BITモバイル ID 及びBITモバイルパスワード(本条において「ID 等」といいます。)の管理責任を負うものとします。
2. 当社は、契約者がBITモバイルサービス契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、ID 等の提示を求めることがあります。
 3. 契約者は、ID 等を第三者に利用させないものとします。ただし、この約款で別の定めが規定されている場合にはこの限りではありません。
 4. 契約者は、ID 等が窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社は、ID 等の窃用による契約者の損害又は契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。
 5. 契約者は、BITモバイル ID を変更することはできません。

第 2 章 申込及び承諾等

第 9 条(申込)

- BITモバイルサービス利用の申込(以下「申込」といいます。)は、オンライン申込又は当社がBITモバイルサービス毎に定める方法により行うものとします。
2. BITモバイル高速通信サービスにおいて、音声通話機能付き SIM カード利用の申込をする者は、本人確認(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律(平成 17 年法律第 31 号)第 9 条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認を行うことをいいます。以下同じとします。)のために当社が別途定める書類(以下「本人確認書類」といいます。)を提示する必要があります。

第 10 条(申込の承諾等)

1. 当社は、BITモバイルサービスの申込みがあった時は、受け付けた順序に従って承諾します。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないとき又は当社の業務の遂行上支障があるときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
3. 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者がBITモバイルサービス契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき
 - (2) 申込者が第 17 条(利用の停止等)第 1 項各号の事由に該当するとき
 - (3) 申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがあるとき
 - (4) 申込に際し、当社に対しことさら虚偽の事実を通知したとき
 - (5) 申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき
 - (6) 前条第 2 項において、本人確認ができないとき
4. 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。
5. 当社は、第 3 項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第 1 項に基づく申込の承諾を留保又は拒絶するものとします。
6. 当社は、申込の承諾に係る事実の確認を行うにあたり、前条(申込)第 2 項に定める本人確認のための書類及び前項に定める身分証明に係る公的書類その他の書類又は情報について、発行元の機関に対して照会(警察職員等の捜査機関を介する場合を含みます。)を行う等、当社が必要と判断する措置を講じる場合があります。
7. 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできるBITモバイルサービスの個数の上限を定めることができるものとします。この場合において、当該個数の上限を超えてBITモバイルサービスの利用の申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。
8. 申込者が未成年の場合は、親権者さまの同意を得たうえで申し込みすることが出来ます。親権者は下記の方に限ります。
 - (i) 父・母(子が養子である場合は養親)
 - (ii) 成人した兄弟
 - (iii) 成人した夫婦または婚約者(同居人含む)
 - (iv) 日本語学校・専門学校・大学の先生
 - (v) 寮の管理人

第 11 条(サービス利用の要件等)

1. 契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うためのメールアドレス(当社が提供するサービスに係るものである必要はありません。)を当社に対して指定するものとします。当該メールアドレスに対する当社の電子メ

ールの送信は、当社から契約者への意思表示又は事実の伝達とみなされます。

2. 当社は、サービスの種類毎に、契約者の義務又はサービス利用の要件を定めるものとします。

第 3 章 契約事項の変更等

第 12 条(サービス内容の変更)

1. 契約者は、サービスの種類毎に定める事項について、BITモバイルサービス契約の内容の変更を請求できます。
2. 第9 条(申込)第2 項及び第 10 条(申込の承諾等)の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

第 13 条(契約者の名称の変更等)

契約者は、その氏名、住所若しくは居所又は当社に届け出たクレジットカードその他の当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

第 14 条(契約者の地位の引継)

1. 相続又は法人の合併若しくは会社分割によりBITモバイルサービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは会社分割により設立された法人若しくは会社分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて速やかにサービス取扱所に届けるものとします。
2. 前項の場合において、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとし、これを変更したときも同様とします。
3. 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうち 1 人を代表者として取り扱うものとします。
4. 当社は、第 1 項の届出があったときは、同時に同時申込契約に係る契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

第 4 章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

第 15 条(利用の制限)

1. 当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、BITモバイルサービスの利用を制限する措置を採ることがあります。
2. 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成 11 年法律第 52 号)において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

第 16 条(利用の中止)

当社は、次に掲げる事由があるときは、BITモバイルサービスの提供を中止することがあります。

- (1) 電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2) 電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
- 2 当社は、BITモバイルサービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第 1 号により中止する場合にあっては、その 14 日前までに、同項第 2 号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 17 条(利用の停止等)

当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者の利用に係る全てのBITモバイルサービスについてその全部若しくは一部の提供を停止又は利用を制限することがあります。

- (1) この約款に定める契約者の義務に違反したとき
- (2) 料金等BITモバイルサービス契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (3) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様においてBITモバイルサービスを利用したとき
- (4) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様においてBITモバイルサービスを利用したとき
- (5) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様においてBITモバイルサービスを利用したとき
- (6) 第10 条(申込の承諾等)第1 項に定める申込の拒絶事由に該当するとき

- (7) 契約者が指定したクレジットカードを使用することができなくなったとき

クレジットカードが有効期限を迎えた際の再登録手続きは、お客様ご自身で行うものとします。再登録手続きがなされないことにより生じる本保証サービス契約上の不利益は、お客様のご負担となりますので、ご注意ください。

- (8) BITモバイルサービスに卸電気通信役務提供者が提供する役務が含まれる場合において、不適切と判断する態様においてBITモバイルサービスが利用されたことを理由に、卸電気通信役務提供者が当社への役務提供を停止したとき

- (9) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様においてBITモバイルサービスを利用したとき

- 2 当社は、前項の規定による利用の停止又は制限の措置を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由

(該当する前項各号に掲げる事由)及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

- 3 当社は、第1項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第1項の措置を取ることを妨げるものではないものとします。

- 4 当社からBITモバイルサービスの利用に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、当該要請に応じるものとします。ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

第18条(サービスの廃止)

1. 当社は、都合によりBITモバイルサービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定によりBITモバイルサービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに、その旨を通知します。

第5章 契約の解除

第19条(当社の解除)

当社は、次に掲げる事由があるときは、BITモバイルサービス契約を解除することがあります。

- (1) 第17条(利用の停止等)第1項の規定によりBITモバイルサービスの利用が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限の日から1ヵ月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第1項第2号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。

- (2) 第17条(利用の停止等)第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

- (3) 当社は、第1号又は第2号の規定による他、BITモバイルサービス契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後そのBITモバイルサービス契約に係るBITモバイル高速通信サービスが利用されないものと認めたときは、当社が指定する日をもってそのBITモバイルサービス契約を解除します。

2. 当社は、前項の規定によりBITモバイルサービス契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。なお、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第20条(契約者の解除)

契約者は、当社に対し、契約毎に当社の指定する方法で通知をすることにより、BITモバイルサービス契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当該通知があった日からサービスの種類毎に定める日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。

- 2 第15条(利用の制限)又は第16条(利用の中止)第1項の事由が生じたことによりBITモバイルサービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

- 3 第18条(サービスの廃止)第1項の規定によりBITモバイルサービスの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止されたBITモバイルサービスに係るBITモバイルサービス契約が解除されたものとします。

- 4 第1項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「初期契約解除」に基づきBITモバイルサービス契約が解除される際のその解除にかかる取扱いは、当社が重要事項説明書に定めるところによります。

第6章 料金等

第21条(契約者の支払義務)

1. 契約者は、当社に対し、BITモバイルサービスの利用に関し、次条(初期費用の額)から第24条(利用不能の場合における料金の調定)までの規定により算出した当該サービスに係る初期費用、月額料金及びBITモバイルサービスの種類毎に定める料金(以下三者を併せて「BITモバイルサービスの料金」といいます。)を支払うものとします。

2. 初期費用の支払義務は、当社がBITモバイルサービスの利用の申込を承諾した時に発生します。
3. 月額料金は、課金開始日から当該サービスを提供した最後の日までの期間のサービスについて発生します。この場合において、第 17 条(利用の停止等)の規定によりBITモバイルサービスの提供が停止又は制限された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係る月額料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第 22 条(初期費用の額)

初期費用の額は、BITモバイルサービスの種類毎に定めるものとします。

第 23 条(月額料金の額)

1. 当社が提供するBITモバイルサービスの料金、工事費及び付随サービスに関する料金は別表に定める他、当社が別に定めるところによります。
2. 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)、通信料は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算し、その支払いを請求します。
3. 当社は、業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。この場合における月額料金、通信料については、当社が別に定める期間を 一 の料金月として請求します。
4. 当社は、通信料については、通信の種類にかかわらず、その全ての料金を合計した額により、支払いを請求します。
5. 当社は、次の場合が生じたときは、料金のうち月額料金をその利用日数に応じて日割りします。ただし、当社が別に定める月額料金については、この限りではありません。
 - (1) 料金月の起算日以外の日に契約者回線の提供の開始があったとき
 - (2) 料金月の起算日以外の日にBITモバイルサービスに係る利用権の譲渡があったとき
6. 第5 項第 1 号から第 2 号の規定による月額料金の日割りは、当該料金月に含まれる日数により行います。

第 24 条(料金等の請求方法)

当社は、契約者に対し、毎月月額料金を請求します。

第 25 条(料金等の支払方法)

契約者は、BITモバイルサービスの料金を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

第 26 条(割増金)

BITモバイルサービスの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の 2 倍に相当する金額(以下「割増金」といいます。)を支払うものとします。

第 27 条(遅延損害金)

1. 契約者は、BITモバイルサービスの料金その他BITモバイルサービス契約上の債務の支払を怠ったときは、次項が定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から 10 日以内に支払われたときは、この限りではありません。
2. 遅延損害金の額は、未払債務に対する年 14.6 パーセントの割合により算出した額とします。

第 28 条(割増金等の支払方法)

第26 条(料金等の支払方法)の規定は、第 27 条(割増金)及び前条(遅延損害金)の場合について準用します。

第 29 条(消費税)

契約者が当社に対しBITモバイルサービスに関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第 7 章 個人情報

第 30 条(個人情報保護)

BITモバイルご契約時に承りますお客さまの個人情報は、当社個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづき、適切に取り扱うものとします。

(1) 基本方針

本サービスにお申込みのお客様は、弊社のTSS会員へのお申込みが条件となります。TSS会員への登録を希望しないお客様は、書面にて申請をいただき、弊社からTSS会員不参加の承諾書を保管ください。

当社はお客さまから取得する個人を特定できる情報(以下、個人情報といいます)を安全に管理し、適切に扱うことが企業の重要な使命と認識し、個人情報保護マネジメントシステムを構築し、個人情報の適切な保護に努めます。

(2) 個人情報保護についての取組み

- ①役員及びすべての従業員は、個人情報に関する国が定める法令・指針及びその他の規範を遵守します。
- ②個人情報の保護に関する社内規程、運用ルールを整備し、教育訓練等を実施して個人情報の厳重な管理を行います。
- ③個人情報の漏えい、滅失又は、き損などの問題が起きないように安全対策を講じ、予防と是正に努めます。
- ④個人情報保護管理者を選任し、個人情報保護の実施及び運用に関する責任及び権限を与え、個人情報の厳重な管理を行います。
- ⑤個人情報監査責任者を選任し、個人情報保護に関する監査を実施します。
- ⑥監査結果に基づき、社内の規程、運用を改善し、個人情報保護マネジメントシステム全体を継続的に改善して参ります。
- ⑦取引先および関係先に対し、個人情報保護のための協力を要請します。

(3) 個人情報の取扱いについて

TSS会員の規約に準じます。

(4) 事業者名:東進ソリューションズ株式会社

(5) 個人情報保護管理者:部長 アブリズ パアルド

(6) 個人情報の利用目的について

TSS会員の規約に準じます。

(7) 委託・第三者への提供について

当社では、業務の全部または一部を外部に委託する際に、委託先に個人情報を預託する場合があります。この場合、当社が定める委託先選定基準に則り確実に安全対策等を実施している委託先のみを選定するとともに、委託先に対し適切に管理・監督を行います。

また、お客さまの個人情報をお客さまの同意なしに委託先以外の第三者へ提供することはございません。但し、官公庁等から法令に基づいて個人情報についての提供を求められた場合は、関係法令に反しない範囲において、お客さまの同意なく内容を提供することがあります。

(8) 個人情報を提供されることの任意性について

お客さまの個人情報を当社に提供されるかは、お客さまの任意によるものです。ただし、ご希望されるサービスを提供する上で必要な個人情報を提供されない場合は、適切な状態でサービスを提供できないことがありますので、予めご了承ください。

(9) 保有する個人情報の開示・訂正・利用停止及び問合せ窓口

- ①お客さまご本人、またはご本人が認めた代理人のお申し出により、お客さまの保有個人情報を開示いたします。ただし、下記のいずれかに該当する場合は開示できない場合があります。

(ア)お客さまおよび第三者の権利利益を害するおそれがあるとき

(イ)当社および東進ソリューションズ株式会社株式会社グループの業務運営に著しい支障をきたすおそれのあるとき

(ウ)他の法令に違反するおそれがあるとき、など

- ②お客さまに開示した個人情報に誤りがあった場合は、速やかに訂正を行います。

- ③お客さまご本人、またはご本人が認めた代理人より、個人情報の利用停止のお申し出があった場合は、他の法令に違反するおそれがある場合を除き、当社および東進ソリューションズ株式会社株式会社グループでの利用を速やかに中止いたします。

- ④お客さまからの開示請求にあたり、手数料として別途実費を請求させていただく場合があります。

- ⑤お客さまからの開示請求にあたり、ご本人を証明する公的な本人確認書類(運転免許証、保険証、パスポート、住民票など)の写しが必要となります。

※個人情報に関するご相談・開示などの手続きについては個人情報お客さま相談窓口までお問い合わせくだ

さい。

個人情報お客さま相談窓口 東進ソリューションズ株式会社お客さまセンター
電話番号 03-4361-5467
営業時間 10：30 ～ 19：00 土日祝日は休み

第 8 章 雑則

第 31 条(第三者の責による利用不能)

第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償の額(以下「損害限度額」といいます。)を限度として、損害の賠償をします。

2. 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

第 32 条(保証及び責任の限定)

BITモバイルサービスにおける保証又は保証の限定に関しては、サービスの種類毎に定めるものとします。

- 2 当社は、契約者がBITモバイルサービスの利用に関して被った損害(その原因の如何を問いません。)について賠償の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重大な過失により発生した場合については、この限りではありません。
- 3 契約者がBITモバイルサービスの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができます。

第 33 条(当社の装置維持基準)

当社は、BITモバイルサービスを提供するための装置を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

第 34 条(サービスの種類毎の定め等)

第3 条(用語の定義) 第5 条(サービスの提供区域) 第11 条(サービス利用の要件等) 第2 項、第12 条(サービス内容の変更) 第1 項、第20 条(契約者の解除) 第1 項、第21 条(契約者の支払義務) 第1 項、第22 条(初期費用の額) 第23 条(月額料金の額) 第1 項、第24 条(利用不能の場合における料金の調定) 第2 項及び第33 条(保証及び責任の限定)において、サービスの種類毎に定めることとされている事項は、次に定めるところによるものとします。

サービスの種類	対応規定
BITモバイル高速通信サービス	別紙 1 に定める
BITモバイルオプションサービス	別紙 2 に定める

第 35 条(専属的合意管轄裁判所)

当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当社と契約者との第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

1 契約者の義務又はサービス利用の要件(第11 条(サービス利用の要件等)第2 項関係)

- (1) BITモバイル高速通信サービス 利用の申込は、当社が指定する販売店において、サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の契約申込書を提出して行うことができます。
- (2) 契約者がBITモバイル高速通信サービス において使用する IP アドレスは、当社が指定します。契約者は、当該 IP アドレス以外の IP アドレスを使用してBITモバイル高速通信サービスを利用することはできません。
- (3) BITモバイル高速通信サービス を利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。
- (4) 契約者は、音声通話機能付き SIM カードを利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度(電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「MNP」とします。)による転入又は転出を行うことができます。
- (5) MNP 転入には、以下の条件が適用されます。
 - (i) 転入元事業者の契約者と、BITモバイル高速通信サービス に係るBITモバイルサービス契約の契約者が一部を除き、同一である必要があります。
 - (ii) 転入元事業者から取得した MNP 予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。
 - (iii) MNP 転入手続きは、BITモバイル高速通信サービス に係るBITモバイルサービス利用の申込、機能区分を音声通話機能とする SIM カードへの機能区分の変更の申込を行う必要があります。
 - (iv) 郵送またはオンライン申込にて契約された場合、契約者は、MNP 転入手続きに係る音声通話機能付き SIM カードが契約者の指定した送付先に到着した後、MNP 予約番号の有効期限日の前日までに当社に連絡するとともに、当該 SIM カードの開通に必要な手続きを行う必要があります。MNP 予約番号の有効期限日の前日までに当該 SIM カードの開通に必要な手続きが行われない場合、当社は、MNP 予約番号の有効期限日に当該 SIM カードを開通させるものとします。
- (6) 契約者は、当社が指定する貸与機器(SIM カード、その他当社が貸与機器として指定する物品をいいます。以下本別紙において同じとします。)以外の通信手段を用いたBITモバイル高速通信サービスの利用、及びBITモバイル高速通信サービス において当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信、SMS 機能又は音声通話機能の利用を行ってはならないものとします。
- (7) 契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとします。
 - (i) BITモバイル高速通信サービス に係るBITモバイルサービス契約が事由の如何を問わず終了した場合
- (8) 契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知すると共に当該貸与機器を当社に返還するものとします。
- (9) 貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、当該貸与機器の回復に要する費用として当社が定める金額を支払うものとします。
- (10) 契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。
- (11) 契約者は、当社に対し、亡失品(第 8 号及び第 9 号に定める返還がなかった場合の当該移動無線機器を含みます。)の回復に要する費用について、亡失負担金として当社が定める金額を支払うものとします。
- (12) 亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
- (13) 契約者は、BITモバイル高速通信サービス に係るBITモバイルサービス契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に販売(有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。)してはならないものとします。
- (14) 契約者は、音声通話機能付き SIM カードによって利用可能な音声通話機能が、必ずしも株式会社NTT ドコモが提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。当社から提供される音声通話機能の仕様は、当社が別途開示するものとします。
- (15) BITモバイル高速通信サービス においては、第 15 条(利用の制限)及び第 17 条(利用の停止等)に定める他、BITモバイル高速通信サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準(料金プランごとに異なる場合があります。)を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。
- (16) BITモバイル高速通信サービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

2 契約の内容を変更することができる事項(第12 条(サービス内容の変更)関係)

BITモバイル高速通信サービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項は、次のとおりです。

- (1) 異なる形状区分の SIM カードへの変更

- (2) 異なる機能区分の SIM カードへの変更
- (3) 異なる料金プランへの変更(暦月単位でのみ変更を行うことができます。)

3 契約者からの解除が効力を有する日(第20 条(契約者の解除)第1 項関係)

- (1) 転入元事業者の契約者と、BITモバイル高速通信サービス に係るBITモバイルサービス契約の契約者が一部の除き同一である必要があります。
- (2) 転入元事業者から取得した MNP 予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。
- (3) MNP 転入手続きは、BITモバイル高速通信サービス に係るBITモバイルサービス利用の申込、機能区分を音声通話機能とする SIM カードへの機能区分の変更の申込を行う必要があります。
- (4) 郵送またはオンライン申込にて契約された場合、契約者は、MNP 転入手続きに係る音声通話機能付き SIM カードが契約者の指定した送付先に到着した後、MNP 予約番号の有効期限日の前日までに当社に連絡するとともに、当該 SIM カードの開通に必要な手続きを行う必要があります。MNP 予約番号の有効期限日の前日までに当該 SIM カードの開通に必要な手続きが行われない場合、当社は、MNP 予約番号の有効期限日に当該 SIM カードを開通させるものとします。

4 BITモバイルサービスの種類毎に定める料金(第23 条(月額料金の額)第1 項関係)

BITモバイル高速通信サービス においては、初期費用、月額料金の他、契約者が支払いを要する費用として次に定める料金があります。

(1)貸与機器の回復に要する費用(別紙1 第1 項第10 号関係)

SIM カードの故障の場合(自然故障であるか否かを問わないものとする)にあつては、一 SIM カードにつき SIM カード再発行手数料として 3,300 円(本体価格 3,000 円)

(2)亡失負担金(別紙1 第1 項第12 号関係)

BITモバイル高速通信サービス においては、亡失負担金は、SIM カード再発行手数料として請求するものとします。

(3)異なる形状区分の SIM カードへの変更に要する費用(別紙1 第2 項第2 号関係) 一SIM カードにつき SIM カード変更手数料として 3,300 円(本体価格 3,000 円)

(4)異なる機能区分の SIM カードへの変更に要する費用(別紙1 第2 項第2 号関係) 一SIM カードにつき SIM カード交換手数料として 3,300 円(本体価格 3,000 円)

(5)異なる料金プランへの変更に要する費用(別紙1 第2 項第3 号関係)

SIM カードを追加する場合にあつては、追加する SIM カードの数にかかわらず、一変更につき SIM カード追加手数料として 3,300 円(本体価格 3,000 円)SIM カードを追加しない場合には 0 円

(6)MNP による転入に要する費用(別紙1 第1 項第5 号関係)

次の各目のいずれにも該当する場合には、一 SIM カードにつき 初期費用として 3,300 円(本体価格 3,000 円)。なお、初期費用は、一部販売店を除き、当該販売店に対して直接支払うものとします。

(7)MNP による転出に要する費用(別紙1 第1 項第4 号及び第2 項第4 号関係)

MNP 転出手数料は無料です。

(8)権利の譲渡に要する費用(第7 条(権利の譲渡等)関係)

利用権の譲渡を行う場合、一譲渡につき変更手数料として 3,300 円(本体価格 3,000 円)

5 初期費用の額(第22 条(初期費用の額)関係)

料金プラン	初期費用の額
各料金プラン共通	3,300 円(本体価格 3,000 円)

6 月額料金の額(第23 条(月額料金の額)関係)

BITモバイル高速通信サービス の月額料金の額は、次に定めるとおりとします。

(1) 基本料金

音声プラン

料金プラン	月額料金の額	月間利用可能高速データ通信容量
音声 1GB プラン	1,950円 (本体価格 1,773円)	1GB
音声 3GB プラン	2,365円 (本体価格 2,150円)	3GB
音声 10GB プラン	3,135円 (本体価格 2,850円)	10GB
音声 20GB プラン	3,460円 (本体価格 3,150円)	20GB

備考

- ① 月額利用可能高速データ通信容量は、当社が毎月の初日において契約者に割り当てるものとし、その有効期間は当該月の翌月末日までとします。
- ② SIM カードの利用の終了(機能区分の変更、SIM カードの削除又はBITモバイル高速通信サービスに係るBITモバイルサービス契約の解除のいずれによる場合を含みます。以下同じとします。)に係る日の属する月の基本料金(月額)の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記の表中においての料金の額として定める金額とします。
- ③ データ通信容量は、暦月単位に計測します。ただし、データ通信量が設定容量を超えた場合、超えた日から暦月末までの間は、低速通信(最大200kbps)の利用 に制限します。

(2) 追加高速データ通信容量利用料金

料金プラン	月額料金の額
データ容量追加繰越しなし1GB	1100 円 (本体価格 1000 円)

備考

- ① 繰越しなしの追加高速データ通信容量は、当該追加高速データ通信容量の利用の申込を当社が承諾した日から当月月末までの期間において有効とします。

(3) 音声通話機能付き SIM カード利用料

(i)NTT ドコモ回線関係

細目	料金
基本料金(月額)	6 項(1)に記載の通り
留守番電話利用料(月額)	1SIM カードにつき 440 円(本体価格 400 円)
割り込み電話着信利用料(月額)	1SIM カードにつき 330 円(本体価格 300 円)
SMS 料金	ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款においてショートメッセージ通信モードに係る料金として定められた額と同額(国外への送信においては、消費税は課税されません)
通話料金(国内)	30 秒あたり 22 円(本体価格 20 円)

備考

- ① 基本料金(月額)は、ご契約申込み日もしくは契約者が指定した送付先に音声通話機能付き SIM カードが到着する日として当社が指定した日(以下、別紙 1 において「音声通話機能付き SIM カード利用開始日」といいます。)から発生します。
- ② 音声通話機能付き SIM カードの利用の終了(機能区分の変更、SIM カードの削除又はBITモバイル高速通信サ

ービスに係るBITモバイルサービス契約の解除のいずれによる場合を含みます。以下同じとします。)に係る日の属する月の基本料金(月額)の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中においての料金の額として定める金額とします。

- ③ 留守番電話若しくは割り込み電話着信の利用又は利用の終了にあつては、契約者は、事前に当社が定める方法で留守番電話オプション若しくは割り込み電話着信オプションの利用の申込又は利用の終了の通知をする必要があります。当該サービスの利用の申込又は利用の終了の通知の回数の上限は、暦月あたりいずれか 1 とします。
- ④ 留守番電話利用料(月額)及び割り込み電話着信利用料(月額)は、留守番電話オプション及び割り込み電話着信オプションの利用開始日(当該サービスの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます。)から発生します。
- ⑤ 留守番電話オプション及び割り込み電話着信オプションの利用の終了に係る日(契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日をもって利用の終了に係る日とします。)の属する月の留守番電話利用料(月額)及び割り込み電話着信利用料(月額)の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中において料金の額として定める金額とします。
- ⑥ SMS 料金、通話料金(国内)は、SMS、音声通話の利用に応じて、基本料金(月額)留守番電話利用料(月額)及び割り込み電話着信利用料(月額)とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- ⑦ 契約者の通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社は BIT モバイル高速通信サービスの利用を停止することがあります。
- ⑧ 音声通話機能付き SIM カードの利用の終了にかかわらず、SMS 機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあつては、当該削除日又は当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。
- ⑨ 通話料金(国内)及び通話料金は、基本料金(月額)より 1 ヶ月以上遅れて請求が行われる場合があります。
- ⑩ 電報サービスその他音声通話機能に付帯してドコモが利用可能としているサービスを利用した場合、ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。

(4) ユニバーサルサービス料

ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国おける提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、110 番・119 番等の緊急通報をいいます。)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきドコモが当社に請求するユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに wTSS サイト上で通知を行うものとします。

番号あたりの単価(月額)はユニバーサルサービス支援機関が 6 ヶ月毎に算定し、ホームページ

(<http://www.tca.or.jp/universalservice/>)で公表されております。

(5) 電話リレーサービス料

電話リレーサービス料とは、電話リレーサービス制度に基づいて定められた電話リレーサービスの提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について、2021 年7 月ご利用分(2021 年8 月ご請求分)から「電話リレーサービス料」として、当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします

電話リレーサービスの制度は、公共インフラとしての電話リレーサービス※1 の提供を確保するために必要な費用を、固定電話・携帯電話・IP 電話などの電話サービスを提供する、当社を含めた電話提供事業者が電話番号数に応じて負担する制度です。

一般財団法人日本財団電話リレーサービス※2 へ交付する金額をもとに、1 電話番号あたりの支払い額(番号単価)を一般社団法人電気通信事業者協会※3 が算定しております。

なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、一般社団法人電気通信事業者協会が発表する単価に基づきドコモ又は当社に請求する電話リレーサービス料の単価に従うものとします。

※1:電話リレーサービスとは、一般財団法人日本財団電話リレーサービスが提供するサービスであり、通訳オペレーターが聴覚障害者等と聴覚障害者等以外の方の会話を「手話や文字」から「音声」に、「音声」から「手話や文字」に通訳することで即時双方向に電話をつなぐサービスです。

※2:一般財団法人日本財団電話リレーサービスは、電話リレーサービス提供機関として、総務大臣による指定を受けています。

【電話リレーサービスの利用登録、利用方法、サービス内容に関するお問い合わせ先】電

話リレーサービス提供機関(一般財団法人 日本財団電話リレーサービス)

電話番号:03-6275-0910(受付時間:午前 9 時～午後 6 時(年末年始を除く。))メー

ル:info@nftsr.or.jp

※3:一般社団法人電気通信事業者協会は、電話リレーサービス支援機関として、総務大臣による指定を受けています。

【番号単価、交付金、負担金制度に関するお問い合わせ先】

電話リレーサービス支援機関(一般社団法人 電気通信事業者協会)

電話番号:03-6302-8391(受付時間:午前 9 時～午後 5 時(土曜・日曜・祝休日・年末年始を除く。))

7 保証の限定(第33 条(保証及び責任の限定)関係)

BITモバイル高速通信サービス は、ドコモが提供するドコモの移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻射したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他ドコモの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、BITモバイル高速通信サービス は、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

8 通信品質の改善

当社は、利用者全体の通信の安定化させるため、BITモバイル高速通信サービスに係る通信について、当社が別途定める措置を行う場合があります。

別紙 2(BITモバイルオプションサービス)

1 最低利用期間

BITモバイルオプションサービスの最低利用期間はありません。

2 契約者の義務又はサービス利用の要件(第11 条(サービス利用の要件等)第2 項関係)

- (1) BITモバイルオプションサービスを利用するには、同一BITモバイル ID において、BITモバイル高速通信サービスに係るBITモバイルサービスを契約している必要があります。
- (2) BITモバイルオプションサービスを利用するには、他社が提供する特定サービスをBITモバイルオプションサービスの対象となる他社の特定サービスに関して他社が定める条件(電磁的方法により契約者に示されるものとします。)に同意し、かつ遵守するものとします。
- (3) BITモバイルオプションサービスに係るBITモバイルサービス契約の数には、当社の定める上限があるものとします。

3 契約の内容を変更することができる事項(第12 条(サービス内容の変更)関係)

BITモバイルオプションサービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項はありません。

4 契約者からの解除が効力を有する日(第20 条(契約者の解除)第1 項関係)

- (1) BITモバイルオプションサービスにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日の属する月の末日に生じるものとします。
- (2) 第2 項第1 号に定めるBITモバイル高速通信サービスに係るBITモバイルサービスの契約が解除された場合には、当該契約に対応するBITモバイルオプションサービスに係るBITモバイルサービスの契約は同日に解除されるものとします。

5 月額料金の額(第23 条(月額料金の額)関係)

BITモバイルオプションサービスの月額料金の額は、次に定めるとおりとします。

通常料金

品目	月額料金の額
BITモバイル10 分かけ放題(月額)	1SIM カードにつき 880 円(本体価格 800 円) 1 回あたり 10 分を超過した場合には、超過分に対し 30 秒あたり 22 円(本体価格 20 円)
BITモバイル24時間かけ放題(月額)	1SIM カードにつき 2,400 円(本体価格 2,182円)

備考

- ① BITモバイル10 分かけ放題とBITモバイル24時間かけ放題にについて、サービスの終了に係る日(契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日をもって利用の終了に係る日とします。)の属する月の利用料(月額)の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中において料金の額として定める金額とします。
- ② BITモバイルオプションサービスの月額料金は、BITモバイルオプションサービスの利用開始日(BITモバイルオプションサービスの利用の申込を当社が承諾した日とします。ただし、BITモバイル高速通信サービス利用の申込と同時にBITモバイルオプションサービスの利用の申込を行う場合に当たっては、BITモバイル高速通信サービス の利用開始日とします。以下本別紙において同じとします。)の属する月から発生します。